

人権作文紹介

ぼくが家族の楽しみをつくる

高森中央小6年 林勇希

ぼくが、今一番チャレンジしたいことは、家族の楽しい思い出をつくることです。

ぼくのお母さんは、ころんとひざをいためてしまいい今は、部屋の中ではゆっくり歩くことができるけれど、長い時間立っていたり、外に一人で出かけたたりすることはできません。そんなお母さんを見ると、少しでもよくしてあげたいと思います。でも、ぼくにできることが何かからなくて、こまることもありました。

ぼくは、小学6年生です。本当は、前みたいにお母さんと海に行ったり、魚つりに行ったり、お母さんを旅行に連れて行ったりしたいです。でも、今はまだ、小学生だから勉強もしくなくてはいけないし、お母さんを抱えたりもできません。くやしい気持ちになります。5年生の時までみたいに、家族の楽しい思い出をどうにかしてつくりたいと思います。

ぼくは、家族の楽しみをつくるためにできることを考えました。そして、見つけたことは、ぼくが、学校の生活を一生けん命がんばることです。

運動会のことです。

お父さんに車いすを介してもらって、お母さんも見に来てくれました。いつもは、一緒にくらししていないお兄ちゃんも家族を連れて来てくれました。ぼくは、応援合戦やその声出しの様子を家族に見てもらおうのが楽しみでした。親子競技では、お兄ちゃんが出てくれて、ぼくをかかえて、もうダッシュで走ってくれました。お父さんとお母さんは、その様子を見て、大わらわしたそうです。ぼくは、帰ってから、その話を聞いて、少しはすかしかつたけれど、しかなかったです。

ぼくは、考えました。ぼくががんばれば、遠くに遊びに行かなくても、家族を楽しませることができるとも、しれないと思いました。そのことに気づいたら、うれしくなりました。

ぼくは、これから勉強をがんばって、いい点数のテストも持って帰ってお母さんを喜ばせたいです。修学旅行でも、たくさん見せて、お母さんに話します。

ぼくのチャレンジは、家族が楽しくなって、いっぱい笑えるようにしたいです。



福祉 年金だより

受給資格期間の短縮について

8月から年金受給に必要な資格期間が10年となります。

①年金を受給するための年齢要件は変更ありません。

②遺族の年金や傷害の年金の権利がある場合、老齢年金を決定しても併給調整により停止となる場合があります。

③遺族厚生年金の受給要件は変わりません。亡くなられた方の資格期間が25年以上ある

ことが条件となります。

日本年金機構において、資格期間が10年以上あることが確認できた方には、ご自宅宛に老齢の請求書を送付します。

請求書が届かない方でも任意加入や合算対象期間を含めて年金を受給できる可能性がありますのでご自身の資格期間をご確認ください。

税務 国税だより

自宅からネットが便利 申告・納税

申告・納税 e-Tax

「国税電子申告・納税システム(e-Tax)」では、自宅やオフィス、税理士事務所などからインターネットを利用して、国税に関する各種手続

①所得税(及び復興特別所得税)、法人税・地方法人税(及び復興特別法人税)、贈与税、消費税及び地方消費税、酒税、印紙税の申告、②全ての国税の納税、③納税証明書の交付

請求及び法定調書の提出などの申請・届出など)ができます。

住民福祉課 福祉係 62-1111 内線132

なお、電子署名を必要としない一部の手続きなど(納税、メッセージボックスの確認、利用者情報の登録・確認・変更など)については、スマートフォンなどでもご利用いただけます。

詳しくは、e-Taxホームページをご覧になるか最寄りの税務署までお問い合わせください。

阿蘇税務署 0967(22)0551

高森 警察署

通報・相談 62-0110



道路交通法一部改正 平成29年3月12日施行

高齢運転者による交通事故死事故件数及び交通事故死事故全体に占めるその割合は年々増加しています。また、高齢の免許保有者が今後更に増えることも踏まえ75歳以上の高齢ドライバーに対し認知機能のチェック体制が強化されることになりました。

●免許更新時には... 『認知機能検査』で『認知症のおそれあり』と判定されたら専門医の診断が義務づけられます。

▼75歳以上のドライバーが免許証の更新をするためには更新期間満了日の前6ヶ月以内に『認知機能検査』と高齢者講習を受けなければなりません。

▼ここである「75歳以上」は更新期間満了日での年齢です。

●『臨時認知機能検査』の結果で『認知症』や『認知機能の低下』のおそれがある場合、臨時に高齢者講習を受けなければなりません。

●『臨時認知機能検査』の対象となる違反行為の例

- ・信号無視
・左側通行(逆走)
・合図不履行
・一時不停止 など

●『認知機能検査』が行われます。

●『臨時認知機能検査』の結果で『認知症』や『認知機能の低下』のおそれがある場合、臨時に高齢者講習を受けなければなりません。

●『認知機能検査』で『認知症』や『認知機能の低下』のおそれがある場合、臨時に高齢者講習を受けなければなりません。



阿蘇保健所・阿蘇福祉事務所から 移転のお知らせ

3月21日(火)から下記に移転しますので、お知らせします。

看護師等免許申請、医療費助成申請、食品等営業許可申請、福祉相談などの受付場所と電話番号が変わります。

【移転先】 阿蘇市一の宮町宮地2402 熊本県阿蘇総合庁舎1階

阿蘇保健所 0967-24-9030 阿蘇福祉事務所 0967-24-9034

ファミリー 居酒屋

営業時間 ランチタイム 11:00~15:00 居酒屋タイム 17:30~23:00

定休日 第1・3水曜日

62-2050 / 62-3366

旨乃蔵

冬はあったかお鍋 (2名様より承ります。)

- ・博多水炊き・もつ鍋
・すきやき・しゃぶしゃぶ
お1人様 1,250円(税別) ~



飲み放題120分 お1人様1,500円(税別)

居酒屋メニューも豊富

人気TOP3

- ① 赤鶏のたたき
② 仔牛の牛タン炙り焼き
③ ホルモンの鉄板焼き